

| | | |
|-------|--------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 |
| | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保) |
| | 農地の利用集積 | 遊休農地対策 |
| | 生産基盤の整備 | その他 (侵入防止柵) |
| | 機械・施設の整備 | 施設導入 / 機械購入 |
| 実施主体別 | | 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】 |
|-----|---|

| | |
|----------|--|
| アピールポイント | 鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。 |
|----------|--|

| | | | | |
|-------|--|----------|--------|--------|
| 事業の趣旨 | 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。 | 予算額 (千円) | 53,120 | |
| | | 内訳 | 国 | 53,120 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |

| | | | |
|--------|---|--|--|
| 事業の内容等 | <p>1 ソフト対策</p> <p>(1) 地域ぐるみの被害防止活動</p> <p>ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等</p> <p>イ サルの複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>ウ 他地域の人材を活用した取組</p> <p>エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>(2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組や情報管理の効率化等</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊機能強化 (捕獲活動のOJT研修)</p> <p>(7) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(8) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(9) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲</p> <p>2 ハード対策</p> <p>(1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備</p> <p>(2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備</p> <p>(3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成)</p> <p>②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)</p> | 補助率 | 標準事業費 |
| | | ソフト対策定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) | ソフト対策定額補助の限度額は50万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり) |
| | | ハード対策定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合は定額) | |

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。等

【令和3年度実施計画等】 1 2 地域協議会

| | | | |
|------|------------|----|---|
| 実施期間 | 平成28～令和5年度 | 担当 | 食の安全・安心推進課 安心推進グループ (内線5037、直通017-734-9352) |
|------|------------|----|---|

| | | |
|-------|--------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全 |
| | 6次産業化の推進 | 加工・販売促進 / 地産地消 / グリーン・ツーリズム |
| | 担い手の育成 | 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援 |
| | 機械・施設の整備 | 施設導入 / 機械購入 |
| 実施主体別 | | 県 / 地域協議会等 / 地域経営体等 |

| | | | | |
|----------|---|---|---|--------|
| 事業名 | 青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業（国庫・新規） | | | |
| アピールポイント | 農山漁村の経済社会を支えていく個別経営体や集落営農組織などの地域経営体の経営発展や、地域貢献に向けた取組を支援する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 青森県型地域共生社会の実現に向け、地域経営体のレベルアップを図る取組を支援するとともに、「地域経営」の仕組みの確立に向けたモデル集落及びそれを伴走支援する中間支援組織の育成に取り組む。 | 予算額(千円) | 64,827 | |
| | | 内訳 | 国 | 27,339 |
| | | | 県 | 37,488 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 地域貢献型マネジメント定着事業 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 (1) 連携・協働の場づくり（必須） (2) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり（必須） (3) 個別経営体及び組織経営体の育成 (4) 新規就農者の育成・確保 (5) 地域資源の発掘・活用 (6) 地域支援サービスの推進 (7) 地域コミュニティの再生・強化</p> <p>2 地域貢献型経営体レベルアップ推進事業 地域経営体等の地域貢献の取組及びそれに向けた経営発展の取組を支援 (1) 地域貢献の取組 新規就農支援、移住定住対策、コミュニティの活性化、生活支援サービス（育児支援、買物支援、高齢者見守り等）、教育・福祉活動（障がい者等の就労促進等）、地域資源・生産基盤・伝統文化の保全、環境保全活動、交流人口拡大等 (2) 経営力強化の取組 新作物・ICTの導入、雇用の拡大、販路開拓等</p> <p>3 中間支援組織支援型モデル集落育成事業 NPO等の伴走支援によるモデル集落の育成、集落支援マニュアルの作成、研修会の開催及び有識者によるサポート等 《事業実施主体》 1 地域協議会等 2 地域経営体等 3 県</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | ソフト定額 | 補助限度額 2,000千円/ 地域 | |
| | | ソフト定額 ハード 1/2 | 補助限度額 通常分 ソフト 1,000千円 ハード 1,500千円 特認分 ソフト 2,000千円 ハード 2,500千円 | |
| | | 【採択要件】 1及び2については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。 | | |
| 実施期間 | 令和3～5年度 | 担当 | 構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534) | |

| | | |
|-------|------------------------------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備 | 体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 集落営農 その他（施設の有効活用） |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|----------|---|---------|---|-------|
| 事業名 | ハウスを有効活用した中南地域農業労働力補完モデル事業（県単・継続） | | | |
| アピールポイント | 集落営農組織と若手農業者が補完し合う新たな地域農業の仕組みの構築により、若手農業者の初期投資が抑制され経営が早期に安定するとともに、集落営農組織の労働力不足が軽減される。 | | | |
| 事業の趣旨 | 集落営農組織が所有する夏期末利用の水稻育苗ハウスを若手農業者に提供することで、その初期投資を抑制し経営の早期安定を図る一方、若手農業者の農作業が比較的少ない時期に集落営農組織に労働力を提供する仕組みを構築し、共助・共存の地域農業づくりを推進する。 | 予算額(千円) | 1,857 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 1,857 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 集落営農組織の労働力補完の仕組みづくり (1) 労働力補完の仕組みづくりに向けた集落営農組織、関係機関、有識者等で構成する推進会議の開催 (2) 夏期遊休ハウスの活用に係る若手農業者の調査 (3) 意向調査に基づく集落営農組織と若手農業者のマッチング 2 若手農業者による夏期遊休ハウスの利用モデル実証 (1) 若手農業者による夏期遊休ハウスの利用モデル実証 (2) 集落営農組織と若手農業者の関係構築に係る現地研修の開催 (3) ハウスの設置、管理、補修等に係るセミナーの開催 《事業実施主体》 県（中南地域県民局地域農林水産部） | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 令和2～3年度 | 担当 | 中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通0172-33-4821) | |

| | | |
|-------|--------------|-------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 |
| | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 労働力確保等 / 女性活動支援 |
| 実施主体別 | | 県 |

| | | | | |
|----------|---|---|---|-------|
| 事業名 | | 上北やさいスマート農機普及拡大事業（県単・新規） | | |
| アピールポイント | | 自動操舵トラクタを有効活用するための研修会の開催や活用方法のビデオマニュアルを作成し、露地野菜産地への導入を促進する。 | | |
| 事業の趣旨 | <p>上北地域は、露地野菜産地であるが、農業就業人口の減少と高齢化等により労働力不足への対応が課題となっている。</p> <p>管内では自動操舵トラクタを中心にスマート農機が37経営体に47台導入されているが、機械が高価であることやスマート農機の利用効果の周知が十分ではないため、農業法人を中心とした大規模農家への導入にとどまっている。</p> <p>そのため、露地野菜でのスマート農機の普及推進に向けて、スマート農機の導入コスト低減に向けた市町村段階での支援体制の整備や農業者へのスマート農機の利用効果の周知に取り組む。</p> <p>また、自動操舵トラクタは熟練者以外でもオペレーターになることが可能となることから、経営主だけでなく女性農業者等も対象として自動操舵トラクタの活用方法の研修会を開催し、オペレーターを育成する。</p> | 予算額(千円) | 2,566 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 2,566 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 スマート農機の普及推進</p> <p>(1) 上北地域スマート農機普及推進研究会の開催【R3、4】 スマート農機に係る情報共有、スマート農機の推進方策の検討</p> <p>(2) 県外先進事例の調査【R3、4】 導入コストの低減、普及拡大等の先進事例</p> <p>(3) 上北地域スマート農機普及推進フォーラムの開催【R3、4】 農業者を対象とした、スマート農業に係る講演、先進事例報告、パネルディスカッション、スマート農機導入の考え方の紹介、国や市町村の導入支援策の情報提供</p> <p>2 労働力不足に対応できる自動操舵トラクタの活用促進</p> <p>(1) 自動操舵トラクタの活用研修会の開催【R3、4】</p> <p>(2) 自動操舵トラクタの活用方法ビデオマニュアル及びパンフレットの作成【R3、4】</p> <p>《事業実施主体》 県（上北地域県民局地域農林水産部）</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 令和3～4年度 | 担当 | 上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通0176-23-4281) | |

| | | |
|-------|------------------------------------|---|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成 | 体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 地産地消 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善 |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|----------|--|---------|---|-------|
| 事業名 | 新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業（県単・新規） | | | |
| アピールポイント | 下北地域の夏秋いちご産地を発展させるため、産地を支える新規就農者のサポート体制の強化、栽培技術力・経営管理能力の強化を図るほか、消費者の新しい生活様式に対応した販売方法の実践を通して、販売力を強化する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 下北地域の夏秋いちごは、新規就農者の栽培面積の増加により産地化が進んでいるが、新規就農者のほとんどが農外からの新規参入であることから、サポート体制を強化するとともに栽培技術力・経営管理能力を強化する。 また、販売面では、消費者の新しい生活様式に対応した販売方法を構築・実践することで販売力を強化する。 | 予算額(千円) | 2,140 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 2,140 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 新規就農者のサポート体制の強化 (1) 新規就農者「農業力」強化推進会議の設置 新規就農者の耕作に適した農地のリストアップや第三者継承の取組推進 (2) 経営力強化研修の開催 (3) 新規就農アドバイザーによる通年の相談活動の実施 (4) 新規参入者の農業知識習得機会の創出 農外からの新規参入者に向けた「しもきた農業参入ハンドブック」の作成 2 新規就農者による「夏秋いちご」の産地力強化 (1) しもきた「夏秋いちご」レベルアップ研修の開催 栽培技術強化、スマート農業、先進地視察等の研修会の開催 (2) スマート農業試験展示場の設置 ICT機器（自動施肥かん水システム）を活用した施肥省力化技術の確立 3 新規就農者の販売力向上 (1) 消費者の「新しい生活様式」に対応した販売方法の習得 インターネットでの販売方法・管理運営方法習得のための研修会開催 (2) ネットマルシェの実践を通じた販売力強化 インターネットでの「しもきたマルシェ」実践による販売力強化 《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部） | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 令和3～5年度 | 担当 | 下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0175-22-8581、内線232、288) | |

| | | |
|-------|------------------------|---------------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 担い手の育成 | 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | |
|--|--|---------|--|
| 事業名 | 「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業（国庫・新規） | | |
| アピールポイント | 土壌の三要素（物理性・化学性・生物性）の見える化により、土づくりの課題解決と「環境にやさしい農業」の拡大に寄与する。 | | |
| 事業の趣旨 | 農産物の高品質・安定生産と持続可能な農業の推進に向け、土壌の三要素の総合診断により、「土の見える化」に取り組む。 | 予算額(千円) | 5,517 |
| | | 国 | 2,694 |
| | | 県 | 2,823 |
| | | その他 | — |
| 事業の内容 | <p>1 三要素の総合診断に基づく土づくりの推進 物理性（土のやわらかさ、透水性等）と化学性（養分バランス等）の改善のほか、生物性（有機物の分解、腐植の生成等）も加えた三要素の総合診断に基づいた土づくりの実践 （1）物理性・化学性・生物性調査（土壌状態の見える化） （2）課題解決型モデル実証ほ場の設置・現地検討会</p> <p>2 エコ農業の取組拡大 三要素の総合診断を取り入れてエコ農業を実践するほ場を「挑戦農場」として、より実践的な研修を実施するほか、市町村と連携したモデル実証ほを設置し、取組を拡大 （1）「挑戦農場」を核としたエコ農業チャレンジ塾の開催 （2）市町村と連携したエコ農業モデル実証ほの設置 （3）エコ農産物販売協力店の設置による販売促進</p> <p>3 高度な土づくりやエコ農業を指導できる人財の育成 （1）土壌の生物性評価に係る研修会、有機JAS検査員養成講習への派遣 （2）「挑戦農場」を活用した指導力の向上（OJT）</p> | 補助率 | 標準事業費 |
| | | — | — |
| <p>【令和3年度実施計画等】</p> <p>1（2）の課題解決型実証ほ設置：県内8箇所 2（1）の「挑戦農場」：県内6箇所、エコ農業チャレンジ塾塾生20名程度 2（2）の実証ほ：県内2箇所（津軽1、県南1）</p> | | | |
| 実施期間 | 令和3年～5年度 | 担当 | 食の安全・安心推進課 安心推進グループ （内線5040、直通017-734-9352） |

| | | |
|-------|--------------|--------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 中山間地域振興 |
| | 6次産業化の推進 | 加工・販売促進 |
| | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 経営改善 / 法人化 |
| | 農地の利用集積 | 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 |
| | 機械・施設の整備 | 施設導入 / 機械購入 |
| | 融資制度 | 融資 |
| 実施主体別 | | 株式会社日本政策金融公庫 |

| | | | | |
|--------|--|---------------------------------------|---|---|
| 事業名 | | 農業改良資金（国庫・継続） | | |
| アピール | | 担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。 | | |
| 事業の趣旨 | 農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。 | 予算額(千円) | 公庫資金 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、永年性植物の植栽又は育成費、家畜の購入又は育成費、その他初度的経費 (農作業受託費相当額で上記に使用するものを含む)</p> <p>2 貸付対象者 (1) エコファーマー (2) 農商工等連携促進法、米粉・エサ米法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (3) 6次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。）</p> <p>3 貸付利率 無利子</p> <p>4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 昭和31年度～ | 担当 | 団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459) | |

| | | |
|-------|--------------|---------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 中山間地域振興 |
| | 6次産業化の推進 | 加工・販売促進 |
| | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 経営改善 / 法人化 |
| | 農地の利用集積 | 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 |
| | 機械・施設の整備 | 施設導入 / 機械購入 |
| 融資制度 | 利子補給 | |
| 実施主体別 | | 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体 |

| | | | | |
|--------|--|------------------------------------|---|-----------|
| 事業名 | | 農業近代化資金（県単・継続） | | |
| アピール | | 農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。 | | |
| 事業の趣旨 | <p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p> | 貸付枠(千円) | 1,200,000 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 1,200,000 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 貸付対象事業 (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象） (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成 (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成 (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象） (5) 長期運転資金 (6) 農村環境整備資金 (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者 (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等 (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率 0.30% ※R3.3.18現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則） (1) 農業者等 15年以内（3年以内） (2) 農協等 20年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額 (1) 個人 1,800万円 (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率 80%以内（認定農業者は100%以内）</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 実施期間 | 昭和36年度～ | 担当 | 団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459) | |

| | | |
|-------|------------------------------|--------------|
| 目的別 | 担い手の育成 | 新規就農 / 研修・訓練 |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 / 公益社団法人あおもり農業支援センター | |

| | | | | |
|--|--|---------|--|---------|
| 事業名 | 農業次世代人材投資事業（国庫・継続） | | | |
| アピールポイント | 就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して資金を交付する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を確保するため資金を交付する。 | 予算額(千円) | 644,825 | |
| | | 内訳 | 国 | 644,825 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 農業次世代人材投資事業（準備型） 農業技術及び経営ノウハウの修得のための研修に専念する就農希望者を支援 ・研修期間：最長2年間、年間最大150万円を交付</p> <p>2 農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援 ・交付期間：最長5年間、年間最大150万円を交付 ※R3新規採択者は、経営開始1～3年目：150万円/年、4～5年目：120万円/年(前年の所得によらず定額交付)</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 定額 | 1人当たり1,200千円/年～1,500千円/年 | |
| <p>【主な交付要件】</p> <p><共通の要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。 2 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。 3 青年就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。 <p><準備型の要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農を目指すこと。独立・自営就農を目指す者は、就農5年以内に認定新規就農者等になること。親元就農を目指す者は、5年以内に経営継承するか、農業法人の共同経営者になること。 2 常勤の雇用契約を締結していないこと。 3 県が認める研修機関等でおおむね1年以上研修（1年につきおおむね1,200時間以上）研修すること。 <p><経営開始型の要件> ※下記6～7は、R3新規採択者から適用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 独立・自営就農であること（農地法等の許可を受けた農地、機械・施設、出荷・取引、通帳・帳簿、主宰権）。 2 経営継承の場合は、5年以内に継承し、新規参入者と同等のリスクを負うこと。 3 市町村が作成する人・農地プランに位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実であること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 4 青年等就農計画の認定を受けていること。 5 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続すること。 6 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること。 7 経営開始3年目終了後に行う中間評価で「不良」と判断された場合は、交付停止。 | | | | |
| 実施期間 | 平成29～令和3年度 | 担当 | 構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463) | |

| | | |
|-------|--------|---------------------|
| 目的別 | 担い手の育成 | 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善 |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|--|--|---------|---|-------|
| 事業名 | 三八新規就農者定着支援事業（県単・新規） | | | |
| アピールポイント | 新規就農者の早期の経営安定に向けて、関係機関等で情報交換と支援策の検討を行うとともに、栽培技術の向上やネットワークづくりによる新規就農者の所得向上を支援する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 三八地域では、近年、新規就農者が増加しているが、非農家出身者の割合が高い。非農家出身者は経営基盤が脆弱なことに加え、三八地域は経営耕地面積が小さいこと等、条件が不利なことから十分な所得を確保できていない。 このため、関係機関等の支援体制の強化、新規就農者の栽培技術・経営管理のスキルアップや新規就農者間の情報交換の促進等により所得向上を図る。 | 予算額(千円) | 1,819 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 1,819 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 新規就農者支援体制づくり (1) 新規就農者支援連絡会議を開催し、三八地域における新規就農者の確保・定着に向けた情報交換、支援策の検討、意向調査等を実施 2 新規就農者の所得向上への取組支援 (1) 三八地域特有の課題（経営面積が小さい、非農家出身が多い）を解決するため、新規就農者が取り組み可能な高収益作物の実証ほを設置するとともに、栽培管理や経営管理の研修等を実施 3 新規就農者のネットワークづくり (1) 非農家出身の新規就農者が早期に地域に溶け込めるよう新規就農者同士の交流会や異業種・消費者等との交流の場としての三八ファーマーズマーケットを開催 《事業実施主体》 県（三八地域県民局地域農林水産部） | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 【令和3年度実施計画等】 1 新規就農者連絡会議の開催 2 新規就農事例調査 3 新規就農フォローアップセミナーの開催 4 実証ほ設置 5 現地検討会の開催 6 新規就農者交流会の開催 7 先進地視察研修の実施 | | | | |
| 実施期間 | 令和3～5年度 | 担当 | 三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0178-27-5111、内線223) | |

| | | |
|-------|--------|--------------------|
| 目的別 | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 経営改善 / 法人化 |
| 実施主体別 | 県 / 個人 | |

| | | | | |
|--|--|---------|--|-------|
| 事業名 | 未来の農業を支える人財確保推進事業のうち 若手農業トップランナーの育成（国庫・継続） | | | |
| アピールポイント | トップランナー塾生の企画力とネットワーク力を生かした新たな事業展開を支援することにより、本県農業の将来を担う総合的能力の高い若手農業者を育成する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 柔軟な発想と大胆な行動力、経理会計力やマーケティング力を持って、本県農業の新たなステージを切り開き、果敢に農業にチャレンジする「若手農業トップランナー」の育成や修了生の取組強化を支援する。 | 予算額(千円) | 2,682 | |
| | | 内訳 | 国 | 952 |
| | | | 県 | 1,730 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 若手農業トップランナー塾生の公募 ・チャレンジコース（第13期生） 20組程度 ・レベルアップコース（塾修了生） 10組程度 2 チャレンジコースの開催 （1）スマート農業やグローバル農業、マーケティング、経営管理等の基礎セミナー （2）塾修了生ほ場での県内優良事例視察研修 （3）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察研修 （4）アグリフードEXPO（全国展示商談会）への出展 （5）トップランナーのネットワーク活動を生かした支援（あおもりマルシェでの販売演習等） 3 レベルアップコースの開催 （1）経営戦略の作成など経営発展に直結する実践セミナー （2）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察 （3）課題解決に向けた専門家のアドバイス 4 異業種交流会の開催 5 トップランナーのネットワーク活動を生かした支援（あおもりマルシェ、量販店等での直売会の活動を応援） | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 【採択要件】 1 チャレンジコース（第13期生） 新たな付加価値の創造につながる可能性にチャレンジする意欲がある若手農業者であること（自らのチャレンジプラン〈5か年〉を作成し、県への応募を経て、トップランナー塾生として選定された者）。 2 レベルアップコース 若手農業トップランナー塾修了生で、資質向上や取組強化に挑戦する者であること。 | | | | |
| 実施期間 | 令和3年度 | 担当 | 構造政策課 担い手育成グループ （内線5059、直通017-734-9463） | |

| | | |
|-------|---------------------|----------------|
| 目的別 | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 労働力確保等 |
| 実施主体別 | 酪農ヘルパー利用組合 / 都道府県団体 | |

| | | | | |
|--|---|-----------|---|---|
| 事業名 | 酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（国庫・継続） | | | |
| アピールポイント | 酪農ヘルパーの人材育成や傷病時利用の円滑化により、酪農経営におけるゆとりの創出を図る。 | | | |
| 事業の趣旨 | 酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進する。 ※国が（独）農畜産業振興機構を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。 | 予算額(千円) | ※ | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 (1) 酪農ヘルパーを育成するため、技術研修への参加促進や実践研修手当の交付等 (2) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動 (3) 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役支援 (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許や資格取得 (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催等 (6) コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保 (7) 学生を対象としたインターンシップの実施 (8) 内定者を対象とした就業前研修の実施 (9) 特定技能外国人の活用 (10) 酪農ヘルパー定着化研修会の実施 2 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化 傷病時にヘルパーを一定期間継続的に利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施 3 酪農ヘルパー利用組合の強化等 (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発等のための推進協議会の開催 (2) 利用組合の収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等 (3) ヘルパーの傷害補償・損害賠償保険の加入促進 (4) 家畜防疫対策に係る計画作成、防疫機器等の整備 (5) 事業推進のための地域独自の取組や指導等 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 定額又は1/2以内 | — | |
| | | 1/2以内 | — | |
| | | 1/2以内 | — | |
| 【採択要件】 1 ヘルパー利用組合が要綱に定める事項を内容とする利用組合規約を作成すること。 2 酪農後継者は、研修終了後、酪農業に1年以上従事することが見込まれる者であること。 3 酪農業への新規就農を希望する専任ヘルパーであり、協議会等が適当と認める者。 | | | | |
| 実施期間 | 平成29～令和3年度 | 担当 | 畜産課 経営支援グループ (内線4816、直通017-734-9496) | |